

J A 越後さんとう

相続定期貯金



お取扱期間:平成30年2月1日(木)~平成31年1月31日(木)

~大切なご家族から受け継がれたご資産を

特別金利にてお預かりいたします~

スーパー定期貯金・大口定期貯金

1年

店頭表示金利

上乗せ 年 0.3%

詳しくは、裏面の「商品の概要」をご覧ください。



J A 越後さんとう

相続定期貯金

取扱期間：平成29年2月1日（水）～平成30年1月31日（水）

＜商品の概要＞	
ご利用いただける方	金融機関（当JA以外の金融機関を含む）での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人のお客さま。 ※相続により所得した不動産や株式等の換金代金もお預け入れいただけます。
必要書類	お申込み時に以下の書類が必要となります。 （1）本人確認書類、お届け印 （2）①「お預け入れされる方が相続人であること」②「金融機関での手続き完了時期」③「相続により取得した金額」が確認できる書類。 【例】遺産分割協議書の写し、金融機関に提出した相続手続依頼書等の写し、戸籍謄本の写し、遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの）の写し、被相続人名義の解約済み通帳または計算書の写し。
商品の種類	●スーパー定期貯金または大口定期貯金 ●自動継続方式（元金または元利金） ※自動継続後はスーパー定期貯金1年ものまたは大口定期貯金1年ものとしてお預かりいたします。 ●通帳式（総合口座通帳含む）または証書式
預入期間	定額方式1年（単利）
預入金額	●1円以上（大口定期は1,000万円以上）1円単位 ●相続により取得した金額の範囲内とさせていただきます。
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
適用金利	●お預け入れ時のスーパー定期貯金1年ものまたは大口定期貯金1年ものの店頭表示金利に十年0.30%を上乗せした利率を初回満期日まで適用します。 ●自動継続後は自動継続時のスーパー定期貯金1年ものまたは大口定期貯金1年ものの店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 （自動継続後は年0.3%の上乗せは適用しません。）
税金	20.315%の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。
中途解約	初回満期日前に解約する場合は、上乗せ金利は適用されず、当JA所定の中途解約利率が適用されます。中途解約利率の具体的内容は「定期貯金規定」または「商品概要説明書」に記載されております。
貯金保険制度（公的制度）	保護対象です。 （お一人さまあたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます）

詳しくは窓口にお問い合わせください。

- 本店金融課 Tel.0258-41-2884
- 寺泊支店 Tel.0256-97-3221
- 寺泊西支店 Tel.0258-75-3311
- 北部中央支店 Tel.0258-74-3777

- 出雲崎支店 Tel.0258-78-3171
- 中部中央支店 Tel.0258-42-2200
- 与板支店 Tel.0258-72-2077

- こしじ中央支店 Tel.0258-92-3131
- 塚山支店 Tel.0258-94-2011
- 岩塚支店 Tel.0258-92-3105

JA越後さんとう

URL <http://www.ja-echigosantou.or.jp>